

## 寿都町過疎地域持続的発展方針 変更箇所対照表

変更箇所 (変更後の頁、行)	新たな方針案	現行方針
・ 3 頁、(ウ)	<p><b>(ウ)社会的条件</b>  (略) 町道は、1 級町道 8 路線、2 級町道 17 路線、一般町道 130 路線の計 155 路線があり、産業経済、生活等の基盤となっています。町道の舗装率は 44.8%で、高いとはいえませんが、生活路線でみると一定の水準を保っています。</p> <p>また、除排雪の状況を見ると、町道の除雪率は 34.5%、排雪率は 28.2%となっています。</p>	<p><b>(ウ)社会的条件</b>  (略) 町道は、1 級町道 8 路線、2 級町道 17 路線、一般町道 129 路線の計 154 路線があり、産業経済、生活等の基盤となっています。町道の舗装率は 44.5%で、高いとはいえませんが、生活路線でみると一定の水準を保っています。</p> <p>また、除排雪の状況を見ると、町道の除雪率は 59.0%、排雪率は 27.1%となっています。</p>
4 頁、◎本町の簡易水道は～	<p>下水道の加入率は令和 6 年 4 月 1 日現在で 87.3%となり、区域外の地区については、合併浄化槽による整備を進め、設置数は約 200 基、加入率は 84.0%となっており、悪臭や海の汚染など環境衛生や海域資源に悪影響を及ぼす未処理の排水は大幅に改善されています。</p>	<p>下水道の加入率は令和 3 年 4 月 1 日現在で 85.2%となり、区域外の地区については、生活排水処理基本計画に基づき合併浄化槽による整備を進め、設置数は約 200 基、加入率は 70.8%となっており、悪臭や海の汚染など環境衛生や海域資源に悪影響を及ぼす未処理の排水は大幅に改善されています。</p>

<p>5 頁、◎本町のゴミ処理は～</p>	<p>引き続き循環型社会の形成に向け、排出量抑制の啓発と資源化への一層の取組が求められますが、今後、ごみ処理施設の老朽化に伴い、収集したごみの中継施設の整備及び岩内地方清掃センターへ搬入する広域処理体制の構築が必要となっています。</p>	<p>引き続き循環型社会の形成に向け、排出量抑制の啓発と資源化への一層の取組が求められますが、今後、ごみ処理施設の耐用年数が経過することによる建て替えや広域処理も含めた、処理体制の検討が必要となっています。</p>
<p>6 頁、◎本町の住宅状況は～</p>	<p>本町の住宅状況は、持ち家の割合は全体の 63.3%で、公営住宅などの割合は 17.6%となっています。平成 2 年以降、持ち家の割合は減少し、公営住宅などの公営借家は変動がありますが、安定した割合となっています。</p>	<p>本町の住宅状況は、持ち家の割合は全体の 63.6%で、公営住宅などの割合は 16.1%となっています。平成 2 年以降、持ち家の割合は減少し、公営住宅などの公営借家の割合が漸増しています。</p>
<p>7 頁、◎農業は、担い手～</p>	<p>農業は、担い手不足や耕作放棄地の増加などの構造的な問題がある中、再生可能エネルギーを活用した施設</p>	<p>農業は、担い手不足や遊休農地などの構造的な問題から、再生可能エネルギーを活用した通年での施設栽培</p>

	<p>栽培型農業を推進しています。また、本町は耕地面積が限られていることから、小面積でも栽培可能な高収益作物に取り組むとともに、観光的要素を取り入れた農業や交流型農業の展開により農村地域の活性化を図る必要があります。</p>	<p>型農業をモデル事業として実施し、観光的な要素や交流型農業の展開、農村地域の活性化を図る必要があります。</p>
<p>8 頁、◎本町の工業は～</p>	<p>本町の工業は、令和 4 年経済構造実態調査によると、事業所数 11 カ所、従業員数 186 人、製造品出荷額では、4,446 百万円となっています。(略)</p>	<p>本町の工業は、令和元年工業統計によると、事業所数 10 カ所、従業員数 215 人、製造品出荷額では、3,200 百万円となっています。(略)</p>
<p>9 頁、(オ)</p>	<p><b>(オ)過疎の状況</b>  本町の総人口は、令和 6 年 9 月末日現在の住民基本台帳で 2,647 人となり、寿都町過疎地域自立促進市町村計画（令和 3 年～令和 7 年度）の令和 3 年 9 月末日現在の 2,822 人と比べると、人数で 175 人、率にして 6.2%減少しています。  また、町村合併で現在の寿都町となった昭和 30 年</p>	<p><b>(オ)過疎の状況</b>  本町の総人口は、令和 2 年 9 月末日現在の住民基本台帳で 2,905 人となり、寿都町過疎地域自立促進市町村計画（平成 28 年～令和 2 年度）の平成 27 年 9 月末日現在の 3,205 人と比べると、人数で 300 人、率にして 9.4%減少しています。  また、町村合併で現在の寿都町となった昭和 30 年</p>

	<p>(10,794人)と比べると、75.5%も減少しています。</p> <p>世帯数は、令和6年9月末日現在の住民基本台帳で1,564世帯となり、令和3年9月末日現在の1,618世帯と比べると、54世帯、率にして3.3%減少しています。1世帯当たりの人数をみると、令和6年は1.69人で、令和3年の1.74人と比べるとやはり減少しています。(略)</p>	<p>(10,794人)と比べると、73.1%も減少しています。</p> <p>世帯数は、令和2年9月末日現在の住民基本台帳で1,658世帯となり、平成27年9月末日現在の1,760世帯と比べると、102世帯、率にして5.8%減少しています。1世帯当たりの人数をみると、令和2年は1.75人で、平成27年の1.82人と比べるとやはり減少しています。(略)</p>
<p>10頁、○問題点 ①</p>	<p>① 本町の人口は減少傾向にあり、高齢者人口は令和6年9月末時点で1,076人となっており、総人口に占める高齢者の割合は40.6%と高くなっています。</p> <p>年齢3区分別の人口割合では、年少人口と生産年齢人口、<b>老年人口の割合が緩やかに減少しており</b>、核家族化や若年層の都市への流出、出生率の低下による、少子高齢化や生産年齢人口の減少は、地域の活力低下につながり、地域社会の維持や経済の活性化に重大な影響を及ぼしています。</p>	<p>① 本町の人口は減少傾向にあり、高齢者人口は令和2年9月末時点で1,163人となっており、総人口に占める高齢者の割合は40.0%と高くなっています。</p> <p>年齢3区分別の人口割合では、年少人口と生産年齢人口の割合が減少しているのに対して、老年人口の割合が増加しており、核家族化や若年層の都市への流出、出生率の低下による、少子高齢化や生産年齢人口の減少は、地域の活力低下につながり、地域社会の維持や経済の活性化に重大な影響を及ぼしています。</p>
<p>11頁、○問題点 ⑤</p>	<p>⑤ 本町の公共交通は、路線バスが主体となっています。近年、モータリゼーションの発達や人口減少により、バス利用の低下が見られることや、<b>運転業務の担い手不足により</b>、現状の公共交通の確保などに影響を及ぼしています。</p>	<p>⑤ 本町の公共交通は、路線バスが主体となっています。近年、モータリゼーションの発達や人口減少により、バス利用の低下が見られるなど、現状の公共交通の確保などに影響を及ぼしています。</p>

<p>1 2 頁、(キ) ⑤</p>	<p>⑤ 環境重視の循環型社会への取組 (略) 引き続きまちづくりの重要な柱として風力発電事業を推進し、太陽光発電等、新たな事業展開を視野に入れた取組を検討していきます。</p>	<p>⑤ 環境重視の循環型社会への取組 (略) 引き続き風力発電事業を推進し、まちづくりの重要な柱として増設を含め、新たな事業展開を視野に入れた取組を検討していきます。</p>
<p>1 3 頁、(2) (ア)</p>	<p><b>(2)人口及び産業の推移と動向</b> <b>(ア)人口の推移</b> 表 1-1 (1)は本町の国勢調査人口の推移であり、総数で平成 12 年 4,858 人、令和 2 年 2,838 人とこの間の減少率は 41.5%になっています。 年齢階層別人口では、0 歳～14 歳で 821 人から 258 人、減少率は 68.6%と大きく、全体に占める割合も 16.9%から 9.09%と大きく減少するなど、少子化が顕著にあらわれています。 また、15 歳～29 歳の若年者層も 563 人から 291 人、減少率は 48.3%と大きく、全体に占める割合も令和 2 年では全国の 14.6%に対し、9.8%と大きく下回っています。生産年齢人口である 15 歳～64 歳の階層も、2,995 人から 1,413 人、減少率は 52.8%となるなど、過疎化が進んでいるといえます。 一方、65 歳以上の高齢者階層については、1,042 人から 1,167 人、増加率 11.9%と増加し、全体に占める割合も 21.4%から 41.1%へと大きく上昇しています。</p>	<p><b>(2)人口及び産業の推移と動向</b> <b>(ア)人口の推移</b> 表 1-1 (1)は本町の国勢調査人口の推移であり、総数で昭和 50 年 6,511 人、平成 27 年 3,137 人とこの間の減少率は 51.8%になっています。 年齢階層別人口では、0 歳～14 歳で 1,583 人から 319 人、減少率は 79.8%と大幅に減少し、全体に占める割合も 24.3%から 10.2%と大きく減少するなど、少子化が顕著にあらわれています。 また、15 歳～29 歳の若年者層も 1,247 人から 308 人、減少率は 75.3%と大幅に減少し、全体に占める割合も平成 27 年では全国の 14.6%に対し、9.8%と大きく下回っています。生産年齢人口である 15 歳～64 歳の階層も、4,175 人から 1,658 人、減少率は 60.3%となるなど、過疎化が進んでいるといえます。 一方、65 歳以上の高齢者階層については、753 人から 1,160 人、増加率 54.1%と大幅に増加し、全体に占める割合も 11.6%から 37.0%へと大きく上昇してい</p>

	<p>高齢者の人数は平成 27 年の 1,160 人と比較して、令和 2 年では 1,167 人と増加となっています。</p>	<p>ます。しかし、高齢者の人数は平成 17 年の 1,211 人と比較して、平成 27 年では 1,160 人と減少となっています。</p>
<p>15 頁、(3)(イ)</p>	<p><b>(イ)財政の状況</b></p> <p>猛威を振るった新型コロナウイルスも落ち着きつつある情勢の中で、世界的に見ると人の流れや経済状況も徐々に復調の兆しを見せているところですが、日本においては、度重なる物価高騰などにより、依然として地域経済を取り巻く環境は厳しく、本町においても、公共施設の維持管理、社会保障など経常経費の増加に加えて、老朽化した施設の改修など投資的経費の累増は、地方債の発行に繋がり、財政運営に多大な影響を及ぼしています。</p> <p>これによって公債費は増加傾向にあり、北海道内においても慢性的に高順位に位置している状態が続いているため、実質公債費比率が 18%以上の地方債許可団体とならないように、財政状況を注視していく必要があります。</p> <p>将来的な負担を軽減し、健全な財政運営を図るためには、事務事業の見直しの徹底、地方債発行額の抑制など、これまで以上に公債費比率の縮減に努めなければなりません。</p> <p>目まぐるしく変化する社会情勢、物価高騰など地域</p>	<p><b>(イ)財政の状況</b></p> <p>国の財政状況の悪化は地方経済に大きく影響しており、本町の経済状況においても景気低迷などから町税が伸び悩み、国の交付金等を活用し、老朽化した公共施設の改修など投資的経費の累増は地方債残高の増加を招き、財政運営に多大な影響を及ぼしています。</p> <p>このため、公債費が増加傾向にあり、北海道内の自治体に比べて慢性的に高順位に位置しているため、実質公債費比率が 18%以上の地方債許可団体とならないように、財政状況を注視していく必要があります。</p> <p>今後は、将来的な負担を削減していくために、事務事業の見直し、地方債発行額の抑制及び繰上償還などを講じ、比率の縮減に努めなければなりません。</p> <p>また、地域経済の構造変化や少子・高齢化の進展に伴い、社会保障関係費の実質的な増加が見込まれる一方で、自然エネルギーを利用した風力発電施設の「再生可能エネルギー固定買取制度」の収益は、社会保障関係費や産業振興等の幅広い分野に充てるなど健全な財政には不可欠な財源であるため、今後も行財政改</p>

	<p>経済の変動、少子高齢化の進展など、各分野における関係費の実質的な増加が見込まれる中、再生可能エネルギーを利用した風力発電における収益やふるさと応援寄附金などによる独自財源は、寿都町の社会保障関係費や教育、産業振興等の幅広い分野にて活用される貴重なものであり、かつ、健全な財政運営に不可欠な財源となります。</p> <p>今後は、社会情勢も踏まえた行財政改革のバランスと財政基盤の安定強化など、将来に繋げる財政運営に努めていく必要があります。</p>	<p>革の取組と財政基盤の安定強化を図り、将来の収支改善の努力が求められます。</p>
<p>24頁、(イ) ①</p>	<p><b>(イ)具体的な施策及び重要業績評価指数</b></p> <p>① 連携事業の推進</p> <p>(略)</p> <p>◆ 主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業体験の受入</li> <li>・ 体験型観光メニューの開発・実施</li> <li>・ 滞在型観光メニューの開発・実施</li> <li>・ 定期イベントの開催</li> <li>・ 観光人材育成事業</li> <li>・ 宿泊施設の運営</li> </ul>	<p><b>(イ)具体的な施策及び重要業績評価指数</b></p> <p>① 連携事業の推進</p> <p>(略)</p> <p>◆ 主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体験型観光メニューの開発・実施</li> <li>・ 滞在型観光メニューの開発・実施</li> <li>・ 定期イベントの開催(カキ・しらすフェスティバル in 軽トラ市他)</li> <li>・ 観光人材育成事業</li> <li>・ 宿泊施設の運営</li> </ul>
<p>25頁、(イ) ②</p>	<p>② 産業を活かしたまちづくり</p> <p>(略)</p> <p>◆ 主な事業</p>	<p>② 産業を活かしたまちづくり</p> <p>(略)</p> <p>◆ 主な事業</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギーの活用検討事業</li> <li>・洋上風力等再生可能エネルギーの活用検討事業</li> <li>・農業振興ハウス運営事業</li> <li>・後継者育成支援事業</li> <li>・ふるさと応援寄附金事業</li> <li>・海の資源保全・再生事業</li> <li>・漁業就業者定着強化推進事業</li> <li>・漁港等漁業施設整備事業</li> <li>・養殖業拡大推進事業</li> <li>・水産物付加価値向上事業</li> <li>・スマート漁業推進事業</li> <li>・新技術開発共同研究事業</li> <li>・労働者対策事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風力発電所建設事業</li> <li>・洋上風力等再生可能エネルギーの活用検討事業</li> <li>・農業振興ハウス運営事業</li> <li>・後継者育成支援事業</li> <li>・ふるさと応援寄附金事業</li> <li>・海の資源保全・再生事業</li> <li>・漁業就業者定着強化推進事業</li> <li>・漁港等漁業施設整備事業</li> <li>・養殖業拡大推進事業</li> <li>・水産物付加価値向上事業</li> <li>・スマート漁業推進事業</li> <li>・新技術開発共同研究事業</li> <li>・労働者対策事業</li> </ul>
26頁、(イ) ⑤	<p>⑤ 誰もが健康で活躍できる地域づくり (略)</p> <p>◆ 主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まる元運動教室事業</li> <li>・健康運動教室事業</li> <li>・各種健診事業</li> <li>・町立診療所運営事業</li> <li>・医療従事者奨学金事業</li> <li>・まちづくりサポート人材育成事業</li> </ul>	<p>⑤ 誰もが健康で活躍できる地域づくり (略)</p> <p>◆ 主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まる元・脳活教室事業</li> <li>・健康運動教室事業</li> <li>・各種健診事業</li> <li>・町立診療所運営事業</li> <li>・医療従事者奨学金事業</li> <li>・まちづくりサポート人材育成事業</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全町民海岸クリーン大作戦</li> <li>・花いっぱい運動事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全町民海岸クリーン大作戦</li> </ul>
27頁、(イ) ⑦	<p>⑦ 子育てしやすい環境の整備 (略)</p> <p>また、子育てにかかる費用を助成し親の経済的負担の軽減を図るとともに病児保育施設の運営などにより仕事と子育ての両立ができるように支援します。</p>	<p>⑦ 子育てしやすい環境の整備 (略)</p> <p>また、子育てにかかる費用を助成し親の経済的負担の軽減を図ります。</p>
30頁、2.(2)	<p><b>2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</b></p> <p><b>(1) 現況と問題点</b> (略)</p> <p><b>(2) その対策</b></p> <p>① 移住・定住の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 移住・定住者受入体制の促進</li> <li>・移住者の受入体制として移住促進センターの機能充実を図り、移住対策を促進することで、生活環境の安定化を図ります。</li> </ul> <p>(略)</p>	<p><b>2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</b></p> <p><b>(1) 現況と問題点</b> (略)</p> <p><b>(2) その対策</b></p> <p>① 移住・定住の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 移住・定住者受入体制の促進</li> </ul> <p>(略)</p>
34頁、③	<p>③ 水産資源の適正管理 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 資源開発の推進 (略)</li> <li>・再生可能エネルギーを活用した海藻類の陸上、</li> </ul>	<p>③ 水産資源の適正管理 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 資源開発の推進 (略)</li> </ul>

	<p>海面養殖の推進を図ります。</p> <p>◆ 海域の有効利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海域の生産力向上及び利用に関する調整を図ります。</li> </ul>	<p>◆ 海域の有効利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海域の生産力向上及び利用に関する調整を図ります。</li> </ul>
35頁、(ウ)	<p><b>(ウ)企業誘致の推進</b></p> <p>① 地域の特異性の活用</p> <p>◆地域資源の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海、山、川、風などの地域資源があり、その優位性を活かした企業誘致を推進します。</li> </ul> <p>◆再生可能エネルギーの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風力、太陽光、地熱等、地域に賦存する再生可能エネルギーを活用し、その優位性を活かした企業誘致を推進します。</li> </ul>	項目なし
35頁(エ)	<b>(エ)商工業</b>	<b>(ウ)商工業</b>
37頁、(オ)②	<p>② 観光資源の活用・P Rの推進</p> <p>(略)</p> <p>◆ 集客機能の充実</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寿都温泉ゆべつのゆの集客効果を高めるため泉質を活用し、食や健康、美容といった新たな魅力の創出を図ります。また、老朽化した温泉施設を改修等により適正に整備し</li> </ul>	<p>② 観光資源の活用・P Rの推進</p> <p>(略)</p> <p>◆ 集客機能の充実</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寿都温泉ゆべつのゆの集客効果を高めるため泉質を活用し、食や健康、美容といった新たな魅力の創出を図ります。</li> </ul>

ます。

38頁、(3)計画

区 分	事 業 名	事 業 内 容	事業主体	備 考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	移住促進センター整備事業	町	
	(3) 人材育成	まちづくりサポート人材育成事業	町	
区 分	事 業 名	事 業 内 容	事業主体	備 考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	畑作振興栽培奨励事業	町	
		小規模農業推進事業 ・農業振興ハウス運営事業 農業振興地域資源活用事業	町	
林業	林業	森林総合整備事業 ・造林、間伐事業	町	
		水産業	藻場造成事業 ・施肥、植樹等	民間団体
水産業	水産業	藻場造成効果調査事業 ・海域効果調査	町	
		産地水産業強化支援事業	協議会	
水産業	水産業	施肥製造施設運営事業	漁協	
		未利用資源有効活用推進事業 ・岱イ・針等資源活用	漁協	
水産業	水産業	漁港内水域利用促進事業 ・生けす整備	漁協	
		資源増養殖推進事業 ・ニシ放流等	漁協	
水産業	水産業	浅海増殖事業 ・密漁防止対策（看板設置）	漁協	
		新技術開発共同研究事業 ・大学との共同研究	漁協	
水産業	水産業	スマート漁業推進事業 ・ICT等の導入	漁協	
		ナマコ増養殖推進事業	漁協	
水産業	水産業	ヒラメ増殖技術開発支援事業 ・8万尾放流	漁協	
		サクラマス資源増殖事業	漁協	
水産業	水産業	養殖作業共同利用施設整備事業	漁協・町	
		養殖技術向上事業 ・海産類陸上・海面養殖推進事業	漁協・町	
(2) 漁港施設	(2) 漁港施設	寿都漁港整備事業 ・岸壁改良、防災機能施設等	国	
		漁港管理事業 ・町内6漁港管理	道・町	
(5) 企業誘致	(5) 企業誘致	美谷漁港整備事業 ・護岸改良等	道	
		企業誘致推進事業	町	
(7) 商業 共同利用施設 その他	(7) 商業 共同利用施設 その他	地域コミュニティ施設整備事業	町	
		商業振興事業 ・商店等経営指導事業	町	

区 分	事 業 名	事 業 内 容	事業主体	備 考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	畑作振興栽培奨励事業	町	
		小規模農業推進事業 ・農業振興ハウス運営事業 農業振興地域資源活用事業	町	
林業	林業	森林総合整備事業 ・造林、間伐事業	町	
		水産業	藻場造成事業 ・施肥、植樹等	民間団体
水産業	水産業	藻場造成効果調査事業 ・海域効果調査	町	
		産地水産業強化支援事業	漁業	
水産業	水産業	施肥製造施設運営事業	漁協	
		未利用資源有効活用推進事業 ・岱イ・針等資源活用	漁協	
水産業	水産業	漁港内水域利用促進事業 ・生けす整備	漁協	
		資源増養殖推進事業 ・ニシ放流等	漁協	
水産業	水産業	浅海増殖事業 ・密漁防止対策（看板設置）	漁協	
		新技術開発共同研究事業 ・大学との共同研究	漁協	
水産業	水産業	スマート漁業推進事業 ・ICT等の導入	漁協	
		ナマコ増殖試験種整備事業	漁協	
水産業	水産業	ヒラメ増殖技術開発支援事業 ・8万尾放流	漁協	
		サクラマス資源増殖事業	漁協	
水産業	水産業	養殖作業共同利用施設整備事業	漁協・町	
		養殖技術向上事業	漁協・町	
(2) 漁港施設	(2) 漁港施設	寿都漁港整備事業 ・岸壁改良、防災機能施設	国	
		漁港管理事業 ・町内6漁港管理	道・町	
(7) 商業 共同利用施設 その他	(7) 商業 共同利用施設 その他	美谷漁港整備事業 ・護岸改良等	道	
		地域コミュニティ施設整備事業	町	
商業 共同利用施設 その他	商業 共同利用施設 その他	商業振興事業 ・商店等経営指導事業	町	

39頁、(3)計画

区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
(9) 観光又はレクリエーション	広域連携事業	観光連携事業	町	
		観光交流施設運営事業	町・物産協	
		宿泊施設運営事業	町・公社	
		寿都温泉ゆべつのゆ運営事業 ・温泉施設等改修事業	町・公社	
		観光拠点情報発信力強化事業	町・民間	
		観光人材育成事業	町	
		観光交流推進事業	町	
		寺町エリア整備事業	町	
	(11) その他	漁業近代化資金利子補給事業	町	
		担い手強化対策事業	町	
ふるさと応援寄附金事業		町		

区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
(9) 観光又はレクリエーション	広域連携事業	観光連携事業	町	
		観光交流施設運営事業	町・物産協	
		宿泊施設運営事業	町・公社	
		寿都温泉ゆべつのゆ運営事業	町・公社	
		観光拠点情報発信力強化事業	町・民間	
		観光人材育成事業	町	
		観光交流推進事業	町	
		(11) その他	漁業近代化資金利子補給事業	町
担い手強化対策事業	町			
ふるさと応援寄附金事業	町			

39頁、(4)産業振興促進事項

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
寿都町全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
寿都町全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

40頁、4.(1)

**4. 地域における情報化**  
**(1) 現況と問題点**  
 (略)  
 また、高速・大容量インターネット環境は、令和3年

**4. 地域における情報化**  
**(1) 現況と問題点**  
 (略)  
 また、高速・大容量インターネット環境の情報格差

	<p>度に光ファイバを整備し町内における情報格差の解消を図っていますが、今後も継続して社会情勢に対応した整備を推進していかなければなりません。</p> <p>この社会構造の変革に合わせ、さまざまな情報を伝える通信網の整備は、ライフラインの整備でもあり、簡単な操作で多くのコトができる社会の構築に対する基盤整備と、より一層の個人情報の保護やサイバーセキュリティの確立に取り組むことが求められています。</p>	<p>が生じないように、通信事業者による光回線環境が及ばない地区についても、無線によるインターネット環境の構築を図ってまいります。今後も社会情勢に対応した整備を推進していかなければなりません。</p> <p>この社会構造の変革に合わせ、さまざまな情報を伝える通信網の整備は、ライフラインの整備でもあり、簡単な操作で多くのコトができる社会の構築に対する基盤整備と、より一層の個人情報の保護やサイバーセキュリティの確立に取り組むことが求められています。</p>
40頁、4.(2)	<p><b>(2)その対策</b></p> <p>① 情報環境の整備 (略)</p> <p>◆ 行政運営向上の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道と町で共同運用しているシステムの基盤整備を構築・運用し、安定したセキュリティの確保に努めるとともに、高度な行政運営を推進していきます。</li> </ul> <p>◆安定的な水道水供給のための基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来に向け安定的に水道水を供給する基盤整備のため、水道自動検針システムを導入することで、担い手不足の解消や漏水対策を図ります。</li> </ul>	<p><b>(2)その対策</b></p> <p>① 情報環境の整備 (略)</p> <p>◆ 行政運営向上の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道と町で共同運用しているシステムの基盤整備を構築・運用し、安定したセキュリティの確保に努めるとともに、高度な行政運営を推進していきます。</li> </ul>

<p>40頁、(3)計画</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">3 地域における情報化</td> <td>(1) 電気通信施設等情報化のための施設 テレビ放送中継施設</td> <td>テレビ中継局維持管理事業</td> <td>町</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 情報化・デジタル技術活用 <small>生活実態分析における情報化・デジタル技術活用</small></td> <td>水道自動検針システム導入事業 ・スマートメーター購入、取付、システム導入 (1,700個)</td> <td>町</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) その他</td> <td>HARP (電子自治体共同システム) 運用事業  公衆無線LAN運用事業</td> <td>町  町</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	事業名	事業内容	事業主体	備考	3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 テレビ放送中継施設	テレビ中継局維持管理事業	町		(2) 情報化・デジタル技術活用 <small>生活実態分析における情報化・デジタル技術活用</small>	水道自動検針システム導入事業 ・スマートメーター購入、取付、システム導入 (1,700個)	町		(3) その他	HARP (電子自治体共同システム) 運用事業  公衆無線LAN運用事業	町  町		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">3 地域における情報化</td> <td rowspan="2">(1) 電気通信施設等情報化のための施設 テレビ放送中継施設 その他の情報化のための施設</td> <td>テレビ中継局維持管理事業</td> <td>町</td> <td></td> </tr> <tr> <td>インターネット利用環境整備事業</td> <td>民間団体</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(3) その他</td> <td>HARP (電子自治体共同システム) 運用事業</td> <td>町</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公衆無線LAN運用事業</td> <td>町</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	事業名	事業内容	事業主体	備考	3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 テレビ放送中継施設 その他の情報化のための施設	テレビ中継局維持管理事業	町		インターネット利用環境整備事業	民間団体		(3) その他	HARP (電子自治体共同システム) 運用事業	町		公衆無線LAN運用事業	町	
区分	事業名	事業内容	事業主体	備考																																				
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 テレビ放送中継施設	テレビ中継局維持管理事業	町																																					
	(2) 情報化・デジタル技術活用 <small>生活実態分析における情報化・デジタル技術活用</small>	水道自動検針システム導入事業 ・スマートメーター購入、取付、システム導入 (1,700個)	町																																					
	(3) その他	HARP (電子自治体共同システム) 運用事業  公衆無線LAN運用事業	町  町																																					
区分	事業名	事業内容	事業主体	備考																																				
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 テレビ放送中継施設 その他の情報化のための施設	テレビ中継局維持管理事業	町																																					
		インターネット利用環境整備事業	民間団体																																					
	(3) その他	HARP (電子自治体共同システム) 運用事業	町																																					
		公衆無線LAN運用事業	町																																					
<p>42頁、5.(1)</p>	<p><b>5. 交通施設の整備、交通手段の確保</b> <b>(1) 現況と問題点</b></p> <p>本町の道路網は、寿都湾沿いに走る国道229号を基幹道路として、市街地にアプローチする道道寿都黒松内線をはじめ道道2路線、1級町道8路線、2級町道17路線、その他の町道130路線によって構成されています。国道229号は、観光客や大型輸送車による交通量が多く、安全対策としての線形改良や路肩拡幅による歩行者空間の確保などについて、継続して国へ要望をする必要があります。</p> <p>(略)</p> <p>一方、町の公共交通はバス交通で、岩内町方面、長万部町・黒松内町方面、島牧村方面を往復する4路線が運行されていますが、主に運転手不足を要因とした</p>	<p><b>5. 交通施設の整備、交通手段の確保</b> <b>(1) 現況と問題点</b></p> <p>本町の道路網は、寿都湾沿いに走る国道229号を基幹道路として、市街地にアプローチする道道寿都黒松内線をはじめ道道2路線、1級町道8路線、2級町道17路線、その他の町道129路線によって構成されています。国道229号は、観光客や大型輸送車による交通量が多く、安全対策としての線形改良や路肩拡幅による歩行者空間の確保などについて、継続して国へ要望をする必要があります。</p> <p>(略)</p> <p>一方、町の公共交通はバス交通で、岩内町方面、長万部町・黒松内町方面、島牧村方面を往復する5路線が運行されていますが、主に運転手不足を要因とした</p>																																						

	<p>減便などが行われており、通勤・通学・通院や都市圏への接続など、地域住民にとってなくてはならない公共交通であることから、今後も国・道・近隣自治体、バス事業者等との連携・協力が重要となってきます。</p> <p>同時に、減便、<b>廃線</b>される公共交通の補完、高齢者など交通弱者の移動手段を確保するため、町有バスの有効活用<b>及び効率的な地域公共交通の再編</b>が求められます。</p>	<p>減便などが行われており、通勤・通学・通院や都市圏への接続など、地域住民にとってなくてはならない公共交通であることから、今後も国・道・近隣自治体、バス事業者との連携・協力が重要となってきます。</p> <p>同時に、減便された公共交通の補完、高齢者など交通弱者の移動手段を確保するため、町有バスの有効活用が求められます。</p>
4 2 頁、5. (2)	<p><b>(2)その対策</b></p> <p>① 幹線道路網の整備 (略)</p> <p>◆ 高規格道路整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道央圏からのアクセス向上のため、後志自動車道(「倶知安～共和間」「<b>共和～仁木間</b>」)の早期開通に向け、関係自治体で構成する期成会などを通じて要望します。</li> </ul>	<p><b>(2)その対策</b></p> <p>① 幹線道路網の整備 (略)</p> <p>◆ 高規格道路整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道央圏からのアクセス向上のため、後志自動車道(「倶知安～共和間」「<b>倶知安～黒松内間</b>」)の早期開通に向け、関係自治体で構成する期成会などを通じて要望します。</li> </ul>
4 2 頁、4 3 頁 3, ③	<p>③ 公共交通の確保</p> <p>◆ 公共交通機関の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>町民の公共交通機関等の利用状況や移動手段を検証しながら、地域公共交通計画を策定し、ニーズに合った利便性の高い公共交通機関の確</b></li> </ul>	<p>③ 公共交通の確保</p> <p>◆ 公共交通機関の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町唯一の公共交通機関であるニセコバスと関係町村との連携により、町民の利用状況を検証しながら、ニーズに合った公共交通機関</li> </ul>

	保に努めます。					の確保に努めます。				
4 3 頁、(3) 計画	区 分	事 業 名	事 業 内 容	事業主体	備 考	区 分	事 業 名	事 業 内 容	事業主体	備 考
	4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道路 橋りよう	裁判所中学校通り線整備事業	町		4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道路 橋りよう	裁判所中学校通り線整備事業	町	
			・用地測量、法面保護・改修工事					・L=291.4m W=5.5m		
			橋りよう長寿命化修繕事業	町				橋りよう長寿命化修繕事業	町	
		町道維持補修事業	町		町道維持補修事業		町			
	(6) 自動車等 自動車 雪上車	コミュニティバス購入事業	町		(6) 自動車等 自動車 雪上車	コミュニティバス購入事業	町			
		除雪ドーザ購入事業	町			小型ロータリ除雪車購入事業	町			
						除雪ドーザ購入事業	町			

44頁、(3)計画

区分	事業名	事業内容	事業主体	備考	区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	過疎路線バス対策事業 (事業内容) バス路線維持に向けた民間バス事業者への補助  (必要性) 住民にとって日常生活に必要不可欠な交通機関である乗合バスの運行を確保し、交通体系の維持が求められている。  (効果) 公共交通機関の運行を確保することで、交通体系の安定及び利便性維持が図られる。	町		(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	過疎路線バス対策事業 (事業内容) バス路線維持に向けた民間バス事業者への補助  (必要性) 住民にとって日常生活に必要不可欠な交通機関である乗合バスの運行を確保し、交通体系の維持が求められている。  (効果) 公共交通機関の運行を確保することで、交通体系の安定及び利便性維持が図られる。	町		
		地域公共交通確保対策事業 (事業内容) 民間バス路線の減便や撤退に伴う公共交通の確保・運営  (必要性) 既存の民間バス路線の減便や撤退に対し、住民にとって日常生活に必要不可欠な交通手段を持続的に確保することが求められている。  (効果) 持続的に交通体系を維持することで、住民生活の安定と利便性の向上が図られる。	町・協議会			町有バス運行事業 (事業内容) 町有バスを有効利用した町内の巡回運行  (必要性) 既存のバス停などから遠い地域の高齢者等に対し、住宅と公共公益施設、医療施設などを結ぶことにより、交通体系の確保が求められている。  (効果) 町有バスを活用し運行することにより、交通機関が維持され、利便性が向上されるとともに、交通不便地域の解消が図られる。	町		
	町有バス運行事業 (事業内容) 町有バスを有効利用した町内の巡回運行  (必要性) 既存のバス停などから遠い地域の高齢者等に対し、住宅と公共公益施設、医療施設などを結ぶことにより、交通体系の確保が求められている。  (効果) 町有バスを活用し運行することにより、交通機関が維持され、利便性が向上されるとともに、交通不便地域の解消が図られる。	町		交通施設維持	町道維持管理事業 (事業内容) 道路補修及びロードヒーティングの維持管理  (必要性) 住民生活において、必要不可欠である町道の維持を行い、長寿命化を図ることにより、自家用車等の移動も安全かつ快適にできることが求められている。  (効果) 住民が安全・安心に町道を利用することができることにより、生活路線の確保により、住民生活の安定が図られる。	町			
	交通施設維持	町道維持管理事業 (事業内容) 道路補修及びロードヒーティングの維持管理  (必要性) 住民生活において、必要不可欠である町道の維持を行い、長寿命化を図ることにより、自家用車等の移動も安全かつ快適にできることが求められている。  (効果) 住民が安全・安心に町道を利用することができることにより、生活路線の確保により、住民生活の安定が図られる。	町						

<p>46頁、6.(1)</p>	<p><b>6. 生活環境の整備</b>  <b>(1) 現況と問題点</b>  (略)</p> <p>下水道については、下水道区域の加入率が<b>87.3%</b>となり、その他の地区は合併浄化槽が設置され、設置数は約200基となっています。今後も大切な寿都湾を守り、町の豊かな自然環境やひいては地球環境の保全の観点から、計画的な維持補修や設置を促進していく必要があります。</p> <p>本町のゴミ処理は、寿都町、島牧村、黒松内町の3町村からなる南部後志衛生施設組合が行い、収集は民間業者に委託しています。ごみの有料化以降、分別収集を行い、減量化が図られています。引き続き循環型社会の形成に向け、排出量抑制の啓発と資源化への一層の取組が求められるとともに、<b>ゴミ処理施設の老朽化に伴い、収集したごみの中継施設の整備及び岩内地方清掃センターへ搬入する広域処理体制を構築していきます。</b></p>	<p><b>6. 生活環境の整備</b>  <b>(1) 現況と問題点</b>  (略)</p> <p>下水道については、下水道区域の加入率が85.2%となり、その他の地区は合併浄化槽が設置され、設置数は約200基となっています。今後も大切な寿都湾を守り、町の豊かな自然環境やひいては地球環境の保全の観点から、計画的な維持補修や設置を促進していく必要があります。</p> <p>本町のごみ処理は、寿都町、島牧村、黒松内町の3町村からなる南部後志衛生施設組合が行い収集は民間業者に委託しています。ごみの有料化以降、分別収集を行い、減量化が図られています。引き続き循環型社会の形成に向け、排出量抑制の啓発と資源化への一層の取組が求められますが、今後、ごみ処理施設の耐用年数が経過することによる建替えや広域処理も含めた、処理体制の検討が必要となっています。</p>
<p>47頁、(2)②</p>	<p><b>(2) その対策</b>  ② 廃屋等の解体</p> <p>◆ 廃屋等への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃屋等については、<b>解体</b>費用の一部を助成する</li> </ul>	<p><b>(2) その対策</b>  ② 廃屋等の解体</p> <p>◆ 廃屋等への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃屋等については、費用の一部を助成するなど</li> </ul>

	<p>など老朽化により危険と判断した住宅の解体を促進するとともに、適正な管理を促します。</p>	<p>老朽化により危険と判断した住宅の解体を促進するとともに、適正な管理を促します。</p>
<p>47頁、④</p>	<p>④ 水道施設の維持管理</p> <p>◆ 水道施設の維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易水道施設については、水道水の安定供給のため、継続的な漏水調査や計画的な改修を行い、維持と長寿命化に努めます。</li> <li>・将来に向け安定的に水道水を供給する基盤整備のため、水道自動検針システムを導入することで、担い手不足の解消や漏水対策を図ります。</li> <li>・町内3か所の浄水場及び2か所のポンプ場、3か所の配水池の計装機器の更新を行い経年劣化による機器故障のリスクを低減し、安心して安定した水の供給に努めます。</li> </ul> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ ごみの処理</p> <p>◆ 資源ごみのリサイクルとごみの減量化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源ごみの分別収集を推進し、さらなるごみの</li> </ul>	<p>④ 水道施設の維持管理</p> <p>◆ 水道施設の維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易水道施設については、水道水の安定供給のため、継続的な漏水調査や計画的な改修を行い、維持と長寿命化に努めます。</li> </ul> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ ごみの処理</p> <p>◆ 資源ごみのリサイクルとごみの減量化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源ごみの分別収集を推進し、さらなるごみの</li> </ul>

	<p>減量化に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ごみ処理体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理施設の老朽化に伴い、収集したごみの中継施設の整備及び岩内地方清掃センターへ搬入する広域処理体制を構築していきます。</li> </ul> </li> </ul>	<p>減量化に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ごみ処理体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化したごみ処理施設の更新について、組合構成町村との協議を推進し、今後の処理体制の確立を図ります。</li> </ul> </li> </ul>
<p>48頁、⑨、⑩</p>	<p>⑨ 消防・救急体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 消防力の強化 (略)</li> <li>◆ 高度救急体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急救命士の講習会参加や訓練の実施によるスキルアップ、また、計画的な車輛や機器の更新や保守により高度な救急体制の構築を図ります。</li> </ul> </li> </ul> <p>⑩ 防災体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 防災意識の高揚 (略)</li> <li>◆ 防災施設及び資機材等の整備 (略)</li> <li>◆ 防災対策としての環境整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨や融雪による河川の氾濫や洪水を防ぐため、河川、調整池など計画的に改修し、安全安心を図ります。</li> </ul> </li> </ul>	<p>⑨ 消防・救急体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 消防力の強化 (略)</li> <li>◆ 高度救急体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急救命士の講習会参加や訓練の実施によるスキルアップにより、高度な救急体制の構築を図ります。</li> </ul> </li> </ul> <p>⑩ 防災体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 防災意識の高揚 (略)</li> <li>◆ 防災施設及び資機材等の整備 (略)</li> </ul>

49頁、(3)計画

区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道 その他	簡易水道施設管理事業	町	
		・簡易水道施設改修事業 水道施設計装機器更新事業 ・実施設計、機器更新	町	
	(2) 下水処理施設 その他	合併処理浄化槽管理事業	町	
		合併処理浄化槽設置事業	町	
		下水道施設管理事業	町	
		下水道施設長寿命化更新事業	町	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	塵芥収集事業 負担金	町	
		塵芥収集車購入事業	町	
		ごみ中継施設整備事業 負担金	町	
	し尿処理施設	し尿処理事業 負担金	町	
	(4) 火葬場	葬斎場及び墓地管理事業	町	
		葬斎場整備事業	町	
	(5) 消防施設	消防車両等整備事業 ・小型動力ポンプ付積載車 ・消防ポンプ車 ・高規格救急車の更新 ・空気呼吸器の更新	町	
		消防職員及び団員の研修事業	町	
		分団格納庫修繕工事業	町	
		消火栓設置事業	町	
		(6) 公営住宅	公営住宅改修事業	町

区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	簡易水道施設管理事業	町	
		(2) 下水処理施設 その他	合併処理浄化槽管理事業	町
	合併処理浄化槽設置事業	町		
	下水道施設管理事業	町		
	下水道施設長寿命化更新事業	町		
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	塵芥収集事業 負担金	町	
		塵芥収集車購入事業	町	
		し尿処理施設	し尿処理事業 負担金	町
	(4) 火葬場	葬斎場及び墓地管理事業	町	
		葬斎場整備事業	町	
	(5) 消防施設	消防車両整備事業 ・小型動力ポンプ付積載車	町	
		消防職員及び団員の研修事業	町	
		分団格納庫修繕工事業	町	
(6) 公営住宅	公営住宅改修事業	町		

50頁、(3)計画

区分	事業名	事業内容	事業主体	備考	区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業生活	<p>公共施設等LED化事業 (事業内容) 公共施設の照明器具及び防犯灯のLED化</p> <p>(必要性) 防犯灯は、塩害の影響を受け老朽化し、危険な状況になっており、公共施設においても老朽化のため早期整備が求められている。</p> <p>(効果) LED化することにより、消費電力の削減や維持管理経費の削減が図られ、Co2を削減することで生活環境の推進が図られる。</p>	町			(7) 過疎地域持続的発展特別事業生活	<p>公共施設等LED化事業 (事業内容) 公共施設の照明器具及び防犯灯のLED化</p> <p>(必要性) 防犯灯は、塩害の影響を受け老朽化し、危険な状況になっており、公共施設においても老朽化のため早期整備が求められている。</p> <p>(効果) LED化することにより、消費電力の削減や維持管理経費の削減が図られ、Co2を削減することで生活環境の推進が図られる。</p>	町	
	危険施設撤去	<p>公共施設解体事業 (事業内容) 公共施設の解体</p> <p>(必要性) 老朽化や耐震化がされていない公共施設の解体により、安全・安心な生活の確保が求められている。</p> <p>(効果) まちの景観が維持されるとともに、町民の生活環境の推進が図られる。</p>	町			危険施設撤去	<p>公共施設解体事業 (事業内容) 公共施設の解体</p> <p>(必要性) 老朽化や耐震化がされていない公共施設の解体により、安全・安心な生活の確保が求められている。</p> <p>(効果) まちの景観が維持されるとともに、町民の生活環境の推進が図られる。</p>	町	
	(8) その他	町内清掃事業 ・海岸クリーン作戦等	町			(8) その他	町内清掃事業 ・海岸クリーン作戦等	町	
		住宅リフォーム助成事業	町				住宅リフォーム助成事業	町	
	住宅建築促進事業	町		住宅建築促進事業	町				
		町内河川改修事業	町						

## 7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

(略)

一方で、高齢者人口は令和6年9月末日現在で1,076人、率にして40.6%となっており、年齢三階層別人口比率を国や道と比較しても、高齢化が一層進んでいる状況にあります。介護保険制度については、人口減の影響もあり第1号、第2号被保険者ともに今後減少傾向が続き、要介護認定者数についても減少が推計されています。

(略)

さらに、町民一人ひとりが健康づくりに取り組めるよう検診の土日実施や各地区での健康講座の開催、広報活動などで周知・啓発を行ってきました。今後も、医療機関と保健師・栄養士の連携を深めながら健康づくり・予防医療活動を進めるとともに、地域での健康づくり自主活動組織の強化に努め、すべての町民が元気で生きいきと暮らせる町の実現が求められており、あわせて、町民が食に対する関心を深め、良い食習慣を身につけることができるよう、食育を推進していきます。

## 7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

(略)

一方で、高齢者人口は令和2年9月末日現在で1,163人、率にして40.0%となっており、年齢三階層別人口比率を国や道と比較しても、高齢化が一層進んでいる状況にあります。介護保険制度については、人口減の影響もあり第1号、第2号被保険者ともに今後減少傾向が続き、要介護認定者数についても減少が推計されています。

(略)

さらに、町民一人ひとりが健康づくりに取り組めるよう検診の土日実施や各地区での健康講座の開催、広報活動などで周知・啓発を行ってきました。今後も、医療機関と保健師・栄養士の連携を深めながら健康づくり・予防医療活動を進めるとともに、地域での健康づくり自主活動組織の強化に努め、すべての町民が元気で生きいきと暮らせる町の実現が求められており、あわせて、町民が食に対する関心を深め、良い食習慣を身につけることができるよう、「寿都町食育推進計画（平成31年3月策定）」を推進していきます。

<p>5 1 頁、7. (2)、①</p>	<p><b>(2)その対策</b></p> <p>① 地域における子育て支援 (略)</p> <p>◆ 保育体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て家庭のさまざまなニーズに対応できるよう、<b>病児保育施設など</b>、柔軟な保育サービスの提供を推進していきます。</li> </ul> <p>(略)</p>	<p><b>(2)その対策</b></p> <p>① 地域における子育て支援 (略)</p> <p>◆ 保育体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て家庭のさまざまなニーズに対応できるよう、柔軟な保育サービスの提供を推進していきます。</li> </ul> <p>(略)</p>
<p>5 2 頁、③</p>	<p>③ 健康づくりの推進</p> <p>◆ 健康づくり対策の充実 (略)</p> <p>◆ <b>食育の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「町民の健康づくりにつながる食育の推進」「未来を担う子どもを育む食育の推進」を目標に、「<b>寿都町健康増進計画</b>」を策定し<b>食育を推進するための事業</b>の展開を行っていきます。</li> </ul>	<p>③ 健康づくりの推進</p> <p>◆ 健康づくり対策の充実 (略)</p> <p>◆ 食育推進計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「町民の健康づくりにつながる食育の推進」「未来を担う子どもを育む食育の推進」を目標に、事業の展開を行っていきます。</li> </ul>
<p>5 3 頁、⑥</p>	<p>⑥ 高齢者が安心して暮らせる仕組づくり</p> <p>◆ 地域包括ケア体制の充実 (略)</p> <p>◆ 介護保険サービスの円滑な運営 (略)</p> <p>◆ 高齢者福祉サービスの充実</p>	<p>⑥ 高齢者が安心して暮らせる仕組づくり</p> <p>◆ 地域包括ケア体制の充実 (略)</p> <p>◆ 介護保険サービスの円滑な運営 (略)</p> <p>◆ 高齢者福祉サービスの充実</p>

	<p>(略)</p> <p>◆ 安全対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>◆ 再犯防止の取組み</p> <p>・ 保護司等による継続的な支援を行い、地域住民の理解と協力を得て孤立を防ぎ社会参画を促し、住民一人ひとりが再犯防止について理解を深め、安全・安心な社会の実現を目指します。</p>	<p>(略)</p> <p>◆ 安全対策の推進</p> <p>(略)</p>
--	---	--

55頁(3)計画

区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	保育所運営事業	町	
	(3) 高齢者福祉施設 老人ホーム その他	介護予防・生活支えあい事業 ・生活支援や予防事業による在宅サービス	町	
	(5) 障害者福祉施設 障害者支援施設	障害者福祉施設整備事業	町	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	寿都温泉高齢者入浴助成券交付事業 (事業内容) 町内居住の高齢者に無料利用券を交付  (必要性) 高齢者の外出目的を創出し、高齢者同士の交流の促進及び健康づくりの促進が求められている。  (効果) 温泉の効能により、高齢者の健康づくり及び健康増進が図られる。また、高齢者同士の支え合いの場として温泉施設を活用することにより、地域での見守り体制が確立される。	町	
その他	寿都温泉施設利用者運行事業 (事業内容) 移動手段をもたない利用者にバス乗車証を発行  (必要性) 移動手段をもたず、温泉施設を利用できない町民の健康づくりの促進が求められている。  (効果) 移動手段をもたない利用者が温泉施設を利用することにより、多くの町民の健康増進が図られる。	町		

区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	保育所運営事業	町	
	(3) 高齢者福祉施設 老人ホーム その他	介護予防・生活支えあい事業 ・生活支援や予防事業による在宅サービス	町	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	寿都温泉高齢者入浴助成券交付事業 (事業内容) 町内居住の高齢者に無料利用券を交付  (必要性) 高齢者の外出目的を創出し、高齢者同士の交流の促進及び健康づくりの促進が求められている。  (効果) 温泉の効能により、高齢者の健康づくり及び健康増進が図られる。また、高齢者同士の支え合いの場として温泉施設を活用することにより、地域での見守り体制が確立される。	町	
その他	寿都温泉施設利用者運行事業 (事業内容) 移動手段をもたない利用者にバス乗車証を発行  (必要性) 移動手段をもたず、温泉施設を利用できない町民の健康づくりの促進が求められている。  (効果) 移動手段をもたない利用者が温泉施設を利用することにより、多くの町民の健康増進が図られる。	町		

### (1)現況と問題点

本町の教育振興については、人口減少社会の到来、国際化・情報化の進展、地方分権社会への移行など大きく変化する中で、教育の持つ役割はさらに重要性を増しており、**持続可能な町づくりの担い手**づくりに向けた教育がますます重要になっています。

(略)

学校教育をめぐる環境はさまざまな変容を遂げており、教育が担う役割や範囲が高度化、多様化しています。**そのような予測困難な時代の中でも通用する**、確かな学力、豊かな心や健やかな体の育成など、それに対応する教育課程の編成及び新しい時代に必要とされる資質・能力の育成、グローバル化や情報化に対応できる子どもを育む必要があります。また、家庭、学校、地域が一体となり、地域ぐるみで子どもを育てる環境を整備するとともに、自然、歴史、文化など地域を学ぶ教育を推進します。また、次代を担う子どもたちの心と体の健全な育成は、まちづくりに欠かせません。スマートフォンやゲームによる**睡眠不足**や生活習慣の乱れ、外遊びの不足による体力低下など、子どもの健やかな成長と発達のため、指導・相談体制の充実を図る必要があります。

(略)

生涯学習については、個々の学びで習得した知識や技術、経験を他者や地域に還元し、それぞれの生活に応じた生きがいづくりに**取**り組むことができる学習活動への参加などにより、地域や仲間同士の**交流**が生

### (1)現況と問題点

本町の教育振興については、人口減少社会の到来、国際化・情報化の進展、地方分権社会への移行など大きく変化する中で、教育の持つ役割はさらに重要性を増しており、まちを担い、次代を担う人づくりに向けた教育がますます重要になっています。

(略)

学校教育をめぐる環境はさまざまな変容を遂げており、教育が担う役割や範囲が高度化、多様化している社会に対応するため、確かな学力、豊かな心や健やかな体の育成など、それに対応する教育課程の編成及び新しい時代に必要とされる資質・能力の育成、グローバル化や情報化に対応できる子どもを育む必要があります。また、家庭、学校、地域が一体となり、地域ぐるみで子どもを育てる環境を整備するとともに、自然、歴史、文化など地域を学ぶ教育を推進します。また、次代を担う子どもたちの心と体の健全な育成は、まちづくりに欠かせません。スマートフォンやゲームによる不眠や生活習慣の乱れ、外遊びの不足による体力低下など、子どもの健やかな成長と発達のため、指導・相談体制の充実を図る必要があります。

(略)

生涯学習については、個々の学びで習得した知識や技術、経験を他者や地域に還元し、それぞれの生活に応じた生きがいづくりに**取**組むことができる学習活

	<p>まれ<b>連関が図れます</b>。教育・文化施設やスポーツ施設などの環境整備、各施設のさらなる有効活用を促し、高度化・多様化した町民の要望にいかに対応し自発的な学習活動機会を提供できるかが課題となっています。</p>	<p>動への参加などにより、地域や仲間同士のつながりが生まれることにもつながります。教育・文化施設やスポーツ施設などの環境整備、各施設のさらなる有効活用を促し、高度化・多様化した町民の要望にいかに対応し自発的な学習活動機会を提供できるかが課題となっています。</p>
<p>60 頁、②</p>	<p>② 学校教育基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 学習指導要領の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「<b>個別最適な学び</b>」と「<b>協働的な学び</b>」を<b>一体的に推進し</b>、より一層の<b>教育活動</b>の充実に努めます。</li> </ul> </li> <li>◆ 心の教育推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめや<b>不登校</b>などの問題が大きな社会問題となっており、<b>未然防止・早期発見・早期解消</b>はもとより<b>スクールカウンセラー等外部専門家の派遣制度を活用し</b>「心のケア」の体制充実に努めます。</li> </ul> </li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <b>GIGA スクール構想の構築</b>の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報化に対応した I C T 環境を充実させ、<b>情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に活用した授業の改善と、グローバル人材の育成</b>に努めます。</li> </ul> </li> </ul>	<p>② 学校教育基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 学習指導要領の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導要領の改訂に即した、より一層の<b>教育内容</b>の充実に努めます。</li> </ul> </li> <li>◆ 心の教育推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめなどの問題が大きな社会問題となっており、<b>早期発見・早期解消</b>はもとより「心のケア」の体制充実に努めます。</li> </ul> </li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 情報化対策の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報化に対応した I C T 環境を充実させ、<b>情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に活用した授業の実施と、情報化社会に適應できる人材育成</b>に努めます。</li> </ul> </li> </ul>

◆ 教育体制の連携  
(略)

63頁、(3) 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎 屋外運動場  スクールバス・ボート  その他	寿都中学校大規模改修事業	町	
		各学校グラウンド等環境整備事業	町	
		寿都小学校グラウンド改修事業	町	
		スクールバス購入事業	町	
		情報機器整備事業	町	
		寿都町立学校ICT化推進事業 社会教育施設等整備事業	町 町	
	(3) 集会施設、体育施設等 体育施設	社会体育施設整備事業	町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	公設民営塾運営事業 (事業内容) 公設民営による学習塾の運営  (必要性) 寿都高校存続のため寿都高校及び寿都中学校生徒を対象とした学力や勉強意欲の向上が求められている。  (効果) 寿都高校生徒数の増加が見込まれ、将来を担う人材の育成が図られる。	町	
	(5) その他	青少年教育事業 ・自然体験キャンプ事業、二十歳の祝い	町	
		地区子ども会助成事業	町	
学校支援地域本部事業		町		
放課後子ども教室事業		町		
ウィズコムカレッジ事業		町		
各種運動事業		町		
学習支援員配置事業		町		
コミュニティ・スクール推進事業 寿都高校生支援事業 ・資格試験料助成等		町 町		

64頁、10. (2)、③

10. 集落の整備

◆ 教育体制の連携  
(略)

区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎 屋外運動場  スクールバス・ボート  その他	寿都中学校大規模改修事業	町	
		各学校グラウンド等環境整備事業	町	
		寿都小学校グラウンド改修事業	町	
		スクールバス購入事業	町	
		情報機器整備事業	町	
		寿都町立学校ICT化推進事業 社会教育施設等整備事業	町 町	
	(3) 集会施設、体育施設等 体育施設	社会体育施設整備事業	町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	公設民営塾運営事業 (事業内容) 公設民営による学習塾の運営  (必要性) 寿都高校存続のため寿都高校及び寿都中学校生徒を対象とした学力や勉強意欲の向上が求められている。  (効果) 寿都高校生徒数の増加が見込まれ、将来を担う人材の育成が図られる。	町	
	(5) その他	青少年教育事業 ・自然体験キャンプ事業、成人式	町	
		地区子ども会助成事業	町	
学校支援地域本部事業 放課後子ども教室事業		町 町		
ウィズコムカレッジ事業 ・成人コース 各種運動事業 ・全町歩こう会等 学習支援員配置事業		町 町 町 町		
コミュニティ・スクール推進事業 寿都高校生支援事業 ・資格試験料助成等	町 町			

10. 集落の整備

	<p><b>(1)現況と問題点</b> (略)</p> <p><b>(2)その対策</b></p> <p>① 総合的・計画的な土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆ 機能的な土地の利用 (略)</li></ul> <p>② 地区用途にあわせた適正保全</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆ 用途別土地利用の推進 (略)</li></ul> <p>③ 空き家の維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆ 空き家の活用 (略)</li></ul> <p>・老朽化により改修や使用が不可能な建物は、景観に著しく支障があり、また、防犯・防災上、危険性も危惧されるため、対策が必要な建物の解体を推進し、廃屋対策を図ります。</p>	<p><b>(1)現況と問題点</b> (略)</p> <p><b>(2)その対策</b></p> <p>① 総合的・計画的な土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆ 機能的な土地の利用 (略)</li></ul> <p>② 地区用途にあわせた適正保全</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆ 用途別土地利用の推進 (略)</li></ul> <p>③ 空き家の維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆ 空き家の活用 (略)</li></ul>
--	---	--

65 頁、(3) 計画	区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
	9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	空き家活用促進事業 (事業内容) 空き家の利活用  (必要性) 少子高齢化等の影響で町内の空き家が年々増えており、老朽化が進む前の建物を有効活用し、利活用を検討するなど、早期対応が求められている。  (効果) 老朽化の未然防止を図るとともに、住宅環境の整備が期待される。	町	
			空き地対策推進事業 (事業内容) 老朽化により改修・解体が必要な建物の整備  (必要性) 地域の景観に著しく支障があり、また、防犯・防災上で危険性も危惧されるため、緊急に対策が求められている。  (効果) まちの景観が維持されるとともに、廃屋対策の推進が図られる。	町	

66 頁、11. (2)、②	区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
	9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	空き家活用促進事業 (事業内容) 空き家の利活用  (必要性) 少子高齢化等の影響で町内の空き家が年々増えており、老朽化が進む前の建物を有効活用し、利活用を検討するなど、早期対応が求められている。  (効果) 老朽化の未然防止を図るとともに、住宅環境の整備が期待される。	町	
			空き地対策推進事業 (事業内容) 老朽化により改修が必要な建物の整備  (必要性) 地域の景観に著しく支障があり、また、防犯・防災上で危険性も危惧されるため、緊急に対策が求められている。  (効果) まちの景観が維持されるとともに、廃屋対策の推進が図られる。	町	

66 頁、11. (2)、②

**11. 地域文化の振興等**  
**(1) 現況と問題点**  
(各)  
**(2) その対策**

**11. 地域文化の振興等**  
**(1) 現況と問題点**  
(略)  
**(2) その対策**

	<p>① 芸術文化活動の振興 ◆ 文化活動の推進 (略)</p> <p>② 歴史文化資産の保存活用 ◆ 文化資産の適正管理 (略) ◆ 文化資産の活用 (略)</p> <p>・旧歌棄佐藤家漁場(国指定史跡)、カクジュウ佐藤家(北海道有形文化財)を活用した各種事業の開催を通じて、理解促進を図ります。</p>	<p>① 芸術文化活動の振興 ◆ 文化活動の推進 (略)</p> <p>② 歴史文化資産の保存活用 ◆ 文化資産の適正管理 (略) ◆ 文化資産の活用 (略)</p>
<p>68 頁、12. (1)</p>	<p><b>12. 再生可能エネルギーの利用の推進</b> <b>(1) 現況と問題点</b> (略)</p> <p>平成 15 年から売電収入を目的とした風力発電施設を整備し、現在は 12 基の風車が稼働しています。</p> <p>平成 23 年の東日本大震災による福島第一原発の事故は、国のエネルギー政策に大きな影響を及ぼし、再生可能エネルギーが大きく見直される契機となりました。</p> <p>(略)</p> <p>令和 5 年 3 月に CO2 フリーの循環型地域社会づくりに向けたエネルギービジョンを策定し、再生可能</p>	<p><b>12. 再生可能エネルギーの利用の推進</b> <b>(1) 現況と問題点</b> (略)</p> <p>平成 15 年から売電収入を目的とした風力発電施設を整備し、現在は 11 基の風車が稼働しています。</p> <p>平成 23 年の東日本大震災による福島第一原発の事故は、国のエネルギー政策に大きな影響を及ぼし、再生可能エネルギーが大きく見直される契機となりました。</p> <p>(略)</p>

	<p>エネルギーを活用したまちづくりに向けた将来像を描きましたが、長年にわたる風力発電施設運営の経験を活かし引き続き風力発電事業を推進するとともに、新たに町で活用が可能なエネルギーについて検討し、積極的な再生可能エネルギーの活用を推進する必要があります。</p>	<p>長年にわたる風力発電施設運営の経験を活かし引き続き風力発電事業を推進し、また新たに町で活用が可能なエネルギーについて調査を行い、積極的な再生可能エネルギーの活用を検討する必要があります。</p>
<p>68 頁、(2)</p>	<p><b>(2)その対策</b></p> <p>① 風力発電の運用推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 風力発電施設の運用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・風力発電施設について適正に管理するとともに、耐用年数を迎えた施設は建替え等に向けた各種調査などの手続きを推進します。</li> </ul> </li> </ul> <p>② 再生可能エネルギーの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 活用可能な再生可能エネルギーの調査検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光、地熱、木質バイオマスなど、町に潜在する再生可能エネルギーについて公共施設へ供給するなど、活用を推進します。</li> </ul> </li> <li>◆ 風力発電の適正導入に係る調査検討 (略)</li> </ul>	<p><b>(2)その対策</b></p> <p>① 風力発電の運用推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 風力発電施設の運用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・風力発電施設について適正に管理するとともに、建替えに向けた各種調査などの手続きを推進します。</li> </ul> </li> </ul> <p>② 再生可能エネルギーの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 活用可能な再生可能エネルギーの調査検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・木質バイオマスなど、町に潜在する再生可能エネルギーについて調査し、活用を推進します。</li> </ul> </li> <li>◆ 風力発電の適正導入に係る調査検討 (略)</li> </ul>

68 頁、(3) 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	風力発電所建設事業	町	
		バイオマスボイラー設置事業	町	
	(2) その他	CO <sub>2</sub> フリーの循環型地域社会づくり推進事業	町	

区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	風力発電所建設事業	町	

72 頁、過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	過疎路線バス対策事業 (事業内容) バス路線維持に向けた民間バス事業者への補助  (必要性) 住民にとって日常生活に必要不可欠な交通機関である乗合バスの運行を確保し、交通体系の維持が求められている。  (効果) 公共交通機関の運行を確保することで、交通体系の安定及び利便性維持が図られる。	町	※
		町有バス運行事業 (事業内容) 町有バスを有効利用した町内の巡回運行  (必要性) 既存のバス停などから遠い地域の高齢者等に対し、住宅と公共施設、医療施設などを結ぶことにより、交通体系の確保が求められている。  (効果) 町有バスを活用し運行することにより、交通機関が維持され、利便性が向上されるとともに、交通不便地域の解消が図られる。	町	※
		町道維持整備事業 (事業内容) 道路補修及びロードヒーティングの維持管理  (必要性) 住民生活において、必要不可欠である町道の維持を行い、長寿命化を図ることにより、自家用車等の移動も安全かつ快適にできることが求められている。  (効果) 住民が安全・安心に町道を利用することができるように、生活路線の確保により、住民生活の安定が図られる。	町	※

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	過疎路線バス対策事業 (事業内容) バス路線維持に向けた民間バス事業者への補助  (必要性) 住民にとって日常生活に必要不可欠な交通機関である乗合バスの運行を確保し、交通体系の維持が求められている。  (効果) 公共交通機関の運行を確保することで、交通体系の安定及び利便性維持が図られる。	町	
		町有バス運行事業 (事業内容) 町有バスを有効利用した町内の巡回運行  (必要性) 既存のバス停などから遠い地域の高齢者等に対し、住宅と公共施設、医療施設などを結ぶことにより、交通体系の確保が求められている。  (効果) 町有バスを活用し運行することにより、交通機関が維持され、利便性が向上されるとともに、交通不便地域の解消が図られる。	町	
		町道維持整備事業 (事業内容) 道路補修及びロードヒーティングの維持管理  (必要性) 住民生活において、必要不可欠である町道の維持を行い、長寿命化を図ることにより、自家用車等の移動も安全かつ快適にできることが求められている。  (効果) 住民が安全・安心に町道を利用することができるように、生活路線の確保により、住民生活の安定が図られる。	町	

73頁、過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業生活	<p>公共施設等LED化事業 (事業内容) 公共施設の照明器具及び防犯灯のLED化</p> <p>(必要性) 防犯灯は、塩害の影響を受け老朽化し、危険な状況になっており、公共施設においても老朽化のため早期整備が求められている。</p> <p>(効果) LED化することにより、消費電力の削減や維持管理経費の削減が図られ、Co2を削減することで生活環境の推進が図られる。</p>	町	※
	危険施設撤去	<p>公共施設解体事業 (事業内容) 公共施設の解体</p> <p>(必要性) 老朽化や耐震化がされていない公共施設の解体により、安全・安心な生活の確保が求められている。</p> <p>(効果) まちの景観が維持されるとともに、町民の生活環境の推進が図られる。</p>	町	※
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業高齢者・障害者福祉	<p>寿都温泉高齢者入浴助成券交付事業 (事業内容) 町内居住の高齢者に無料利用券を交付</p> <p>(必要性) 高齢者の外出目的を創出し、高齢者同士の交流の促進及び健康づくりの促進が求められている。</p> <p>(効果) 温泉の機能により、高齢者の健康づくり及び健康増進が図られる。また、高齢者同士の支え合いの場として温泉施設を活用することにより、地域での見守り体制が確立される。</p>	町	※
	その他	<p>寿都温泉施設利用者運行事業 (事業内容) 移動手段をもたない利用者にバス乗車証を発行</p> <p>(必要性) 移動手段をもたず、温泉施設を利用できない町民の健康づくりの促進が求められている。</p> <p>(効果) 移動手段をもたない利用者が温泉施設を利用することにより、多くの町民の健康増進が図られる。</p>	町	※

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業生活	<p>公共施設等LED化事業 (事業内容) 公共施設の照明器具及び防犯灯のLED化</p> <p>(必要性) 防犯灯は、塩害の影響を受け老朽化し、危険な状況になっており、公共施設においても老朽化のため早期整備が求められている。</p> <p>(効果) LED化することにより、消費電力の削減や維持管理経費の削減が図られ、Co2を削減することで生活環境の推進が図られる。</p>	町	
	危険施設撤去	<p>公共施設解体事業 (事業内容) 公共施設の解体</p> <p>(必要性) 老朽化や耐震化がされていない公共施設の解体により、安全・安心な生活の確保が求められている。</p> <p>(効果) まちの景観が維持されるとともに、町民の生活環境の推進が図られる。</p>	町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業高齢者・障害者福祉	<p>寿都温泉高齢者入浴助成券交付事業 (事業内容) 町内居住の高齢者に無料利用券を交付</p> <p>(必要性) 高齢者の外出目的を創出し、高齢者同士の交流の促進及び健康づくりの促進が求められている。</p> <p>(効果) 温泉の機能により、高齢者の健康づくり及び健康増進が図られる。また、高齢者同士の支え合いの場として温泉施設を活用することにより、地域での見守り体制が確立される。</p>	町	
	その他	<p>寿都温泉施設利用者運行事業 (事業内容) 移動手段をもたない利用者にバス乗車証を発行</p> <p>(必要性) 移動手段をもたず、温泉施設を利用できない町民の健康づくりの促進が求められている。</p> <p>(効果) 移動手段をもたない利用者が温泉施設を利用することにより、多くの町民の健康増進が図られる。</p>	町	

7 4 頁、過疎地域持続的発展特  
別事業分（再掲）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	公設民営塾運営事業 (事業内容) 公設民営による学習塾の運営  (必要性) 寿都高校存続のため寿都高校及び寿都中学校生徒を対象とした学力や勉強意欲の向上が求められている。  (効果) 寿都高校生徒数の増加が見込まれ、将来を担う人材の育成が図られる。	町	※
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	空き家活用促進事業 (事業内容) 空き家の利活用  (必要性) 少子高齢化等の影響で町内の空き家が年々増えており、老朽化が進む前の建物を有効活用し、利活用を検討するなど、早期対応が求められている。  (効果) 老朽化の未然防止を図るとともに、住宅環境の整備が期待される。	町	※
		空き地対策推進事業 (事業内容) 老朽化により改修が必要な建物の整備  (必要性) 地域の景観に著しく支障があり、また、防犯・防災上で危険性も危惧されるため、緊急に対策が求められている。  (効果) まちの景観が維持されるとともに、廃屋対策の推進が図られる。	町	※

※地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	公設民営塾運営事業 (事業内容) 公設民営による学習塾の運営  (必要性) 寿都高校存続のため寿都高校及び寿都中学校生徒を対象とした学力や勉強意欲の向上が求められている。  (効果) 寿都高校生徒数の増加が見込まれ、将来を担う人材の育成が図られる。	町	
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	空き家活用促進事業 (事業内容) 空き家の利活用  (必要性) 少子高齢化等の影響で町内の空き家が年々増えており、老朽化が進む前の建物を有効活用し、利活用を検討するなど、早期対応が求められている。  (効果) 老朽化の未然防止を図るとともに、住宅環境の整備が期待される。	町	
		空き地対策推進事業 (事業内容) 老朽化により改修が必要な建物の整備  (必要性) 地域の景観に著しく支障があり、また、防犯・防災上で危険性も危惧されるため、緊急に対策が求められている。  (効果) まちの景観が維持されるとともに、廃屋対策の推進が図られる。	町	